税の申告はお済みですか？

市民税・都民税、所得税の申告は3月16日までに
―郵送でも申告できます―

『市民税・都民税』の申告は「市役所」へ、『所得税』の確定申告は「東村山税務署」へ、いずれも3月16日（月）までに申告してください。申告は郵送でもお受けします。郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手を張った封筒を同封してください。相談に来られる方は、あらかじめ自分で書ける所は記入してからお越しください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。各会場とも車での来場はご遠慮ください。

所得税 申告と相談は
東村山税務署へ
〒189―8555
東村山市本町１－20－22
☎042・394・6811

●土曜・日曜日はお休みです。ただし、東村山税務署では3月1日（日）午前9時～午後5時に確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。なお、当日は混雑が予想されます。また、電話での相談および国税の領収、納税証明書の発行は行いません。あらかじめご了承ください。

確定申告が必要な方

（1）事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、20年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方

（2）給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方。①給与の年収が２０００万円を超える方②給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方③給与以外の所得が20万円を超える方④同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などの支払いを受けている方など⑤家事使用人や在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方で、源泉徴収が行われない給与等の支払いを受けている方

税金が戻る方

（1）医療費を多く支払った方

（2）住宅をローンなどで購入された方

（3）年の途中で退職し、再就職しなかった方

（4）災害や盗難にあった方など

市民税・都民税 申告と相談は
市役所課税課
市民税係へ
（内線2333～2337）

●土曜・日曜日はお休みです。

申告が必要な方

（1）21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

（2）給与所得者でも、次のいずれかに該当する方。①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を2カ所以上から受けている方③20年中に退職し、21年1月1日現在就職していない方④給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方（所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります）

（3）21年1月1日現在、市内に居住していないが、市に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方

（1）「申告が必要な方」の（1）～（3）に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

（2）給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

（3）給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になっている方

（4）20年中から継続して、生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年（20年）中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください（同居の方の扶養になっている場合は除く）。

※申告書を提出することにより、国民健康保険税の減免や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料の算定の基礎資料となります。

また、申告がないと、年金や児童手当などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に必要な税証明が発行できません。

市民税・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、申告する必要があると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係までご連絡ください。なお、申告書は、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所にも用意しています。

申告に必要なもの

申告書▽源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▽社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▽国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書等▽障害者は障害者手帳または証明書▽認め印

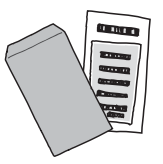

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、次のものに限らせていただきます。

（1）提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの。

（2）簡易な申告の方＝①給与や公的年金のみの収入の方②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方。

なお、簡易な申告の方で、市役所にお越しいただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かる所は記載し、筆記具・計算機を持参してください。市役所では、確定申告書（簡易なもの）の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行いますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

※申告期間中は、申告会場がたいへん混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

申告受付期間中の課税課への電話について

3月16日（月）まで、混雑のため、電話がつながりにくい場合や、すぐに対応できない場合があります。ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

バイクや軽自動車等の廃車手続き等はお済みですか

軽自動車税は、４月１日現在、バイクや軽自動車等を所有している方に課税されます。使用しなくなったり、所有者が変わったバイク・軽自動車等は、４月１日までに取り扱い窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、月割課税制度はありませんのでご注意ください。

【取り扱い窓口】125cc 以下のバイク・小型特殊自動車＝課税課（市役所２階）▽125cc を超えるバイク＝多摩自動車検査登録事務所（国立市北３－30－３、☎050・5540・2033）▽軽自動車＝軽自動車検査協会多摩支所（国立市北３－27－11、☎042・525・4360）

※125cc 以下のバイクで、標識（ナンバープレート）等がなく廃車手続きが済んでいない方もご連絡ください。

詳しくは課税課市民税係（内線2331、2332）へ。

軽自動車税Q＆A

Q　軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう２、３年前から所有していません。どうしたらよいですか。

A　軽自動車税は、その年の４月１日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していなくても、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識（原動機付自転車のみ）をお持ちの場合は標識を持参して、課税課（市役所２階）で廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。原動機付自転車以外の125cc を超えるバイクや軽自動車は、国立市にある多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で手続きを行ってください。

募集

職員課保健師（嘱託員）

市職員の健康相談等を行う保健師を募集します。

【任用期間】4月1日～22年3月31日

【勤務時間】週2日、午前8時半～午後5時15分

【報酬】当市規程による報酬を支給（交通費相当額を別途支給）

【応募資格】保健師の資格を有する方。年齢不問

【募集人数】1人

申し込みは3月25日（水）までに、履歴書（写真添付）と資格証明書の写しを直接職員課（市役所4階）へ持参してください。書類選考後、面接の上、決定します。

詳しくは同課給与福利担当☎470・7716へ

わかくさ学園看護師（臨時職員）

心身障害児通園施設「わかくさ学園」では21年度臨時職員を募集します。

【勤務内容】看護師

【任用期間・勤務時間】21年4月1日～9月30日、おおむね週3～4日程度。午前9時半～午後2時半

【勤務場所】同学園

【募集人数】若干名

【時給】別途問い合わせてください

申し込みは3月13日（金）までに、履歴書（市販のもので可。写真添付）を直接同学園へ持参してください。書類選考の上、決定します。

詳しくは同学園☎467・3275へ。

市民税・都民税の公的年金からの特別徴収（天引き）が10月から始まります

（1）特別徴収の対象者

20年中に公的年金の支払いを受けた方で、4月1日においても老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方

（2）特別徴収の開始時期

10月支払い分から

（3）特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金

詳しくは今後の広報紙等でお知らせしていきます。

21年度課税（非課税）証明書の発行

21年度（20年分所得）の課税（非課税）証明書の発行は、当初課税決定後（毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は、5月11日〈月〉ごろ、そのほかの方は、6月12日〈金〉ごろ）になります。

配偶者暴力対策基本計画案（中間のまとめ）
パブリックコメントを募集します

19年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことを受け、現在、市では「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」の策定作業を行っています。計画内容について、市民の皆さんからご意見をいただきたく、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

なお、寄せていただいたご意見などを参考に、さらに検討を進め、計画を策定する予定です。ご意見は要約して公表し、返却や個別の回答はしませんのであらかじめご了承ください。

計画案は、3月2日（月）から、生活文化課・市政情報コーナー（いずれも市役所2階）、男女平等推進センター、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館および市ホームページでご覧いただけます。

【提出方法】3月2日（月）～19日（木）に（必着）、お住まいの町名・性別・氏名・ご意見を記入の上、〒203―8555、市役所生活文化課あて郵送、ファクス（472・1131）または電子メールで提出してください（電話受け付け不可）

詳しくは同課☎470・7738へ。

◆生活文化課メールアドレス
seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp